

【分科会】

オルタナティブ・ジャスティス：裁く、裁かないのアポリアの行方

【代表者】

高野さやか

オルタナティブ・ジャスティスという問題系

高野さやか(東京大学大学院)

法学に対する人類学の影響：コミュニティ・ジャスティスを中心に

久保秀雄(京都産業大学法学部)

「修復的司法論」とそれぞれの社会の犯罪解決のあり方：法学から人類学への問いかけ

河村有教(海上保安大学校)

思想としてのオルタナティブ・ジャスティス：メノナイトとアフリカ

石田慎一郎(首都大学東京社会人類学分野)

インドネシアの司法制度における法とそのオルタナティブ

メダン地方裁判所にみるアダットの多義性と「裁かれる」という選択

高野さやか(東京大学大学院)

コメンテーター

荒井里佳(弁護士)

馬場淳(日本学術振興会特別研究員・東京外国語大学)

オルタナティブ・ジャスティスという問題系

高野さやか(東京大学大学院)

人類学者として調査・研究を進めるなかで、法はさまざまな場面で、避けては通れない問題としてあらわれてくる。本分科会では、そうした法のありかたにアプローチするひとつの試みとして、法学者と人類学者の協働作業を通じて「オルタナティブ・ジャスティス」という新しい概念について検討する。

ここでは、いままで個別に論じられてきたいくつかの試みを総合して、「オルタナティブ・ジャスティス」と呼んでいる。具体的には、民事司法の領域におけるADR(裁判外紛争処理)、刑事司法の領域における修復的司法、平和研究における真実委員会がふくまれる。これらの試みは、従来の司法制度・裁判のありかたに対する問題意識から、新たな、すなわちオルタナティブな手法を選択肢として拡充するという目的を共有しており、法学と人類学において議論が重ねられている。

民事司法・刑事司法・平和研究という、性質の大きくことなるコンフリクトを対象としながらも、オルタナティブ・ジャスティスという概念を導入することによって、これらの試みが、人類学からの影響を契機として議論が進み、法学を經由して、世界的運動に拡大しているという大きな流れがみえてくる。それぞれの報告は、オルタナティブ・ジャスティスをめぐる動向を、再び人類学の立場から分析することを目的としている。

はじめに、法人類学者による紛争処理過程研究から法学への、オルタナティブに向かう刺激を、人類学と法学の接点となった法社会学の視点から整理し、今後の展開についての問題提起をおこなう(久保)。1970年代後半からアメリカ合衆国で台頭したADR運動は、アフリカにおける伝統的紛争処理を理念的モデルとして、当事者の合意による紛争処理を法学・法実務の側から再評価するものであった。つぎに、ADR運動とも密接に関連している刑事司法における修復的司法論を検討する。従来の刑事司法は、加害者の犯罪行為をどう罰するかに関心をよせてきたが、それに対して修復的司法は、被害者の受けた傷をどのように修復するかを問題にする。現在の修復的司法論の流れの源は浅いが、その概念や実践は深く、慣行に依拠するかたちでの修復的司法は各地でみられる。ここではとりわけ、中国の刑事和解についてとりあげる(河村)。そして、こうしたオルタナティブ・ジャスティスの広がりかどのように受け入れられているのか、あるいは別の問題を生じさせているのか、ケニア(石田)とインドネシア(高野)の現状について分析する。ケニアにおいては、オルタナティブ・ジャスティスの実践はキリスト教再洗礼派メノナイトの平和思想と結びついて、独自の平和事業の展開につながっている。またインドネシアの事例では、地方裁判所における紛争処理を対象として、国際的な法整備支援の一環として導入されたADRの制度と、それに対する反応について論じる。

以上のような問題が現在注目を集めていることは、どう「裁く」か、ということ、を、「裁かない」ことによって得られるものも視野にいれながら論じる、という取り組みが広がっていることをしめしている。本分科会は、学問領域を横断する議論の場をつくることによって、より望ましい法と社会とのありかたを考えるための第一歩となることを目指す。

また本分科会は、大阪大学グローバルCOEプログラム「コンフリクトの人文国際研究教育拠点 研究プロジェクト「オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向に関する共同研究」(平成19年度~平成21年度)および国立民族学博物館 共同研究(若手研究者による共同研究)「アジア・アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編が従来の多元的法体制に与える影響についての共同研究」(平成20年度、いずれも研究代表者 石田慎一郎)の成果の一部である。

【オルタナティブ・ジャスティス、法人類学、ADR、修復的司法、平和事業】

法学に対する人類学の影響

コミュニティ・ジャスティスを中心に

久保秀雄(京都産業大学法学部)

【趣旨】

本報告では、〈コミュニティ・ジャスティス〉の例を中心に〈法学に対する人類学の影響〉を明らかにする。コミュニティ・ジャスティスは、地域に密着したアットホームな雰囲気の中で紛争を処理する試みである。それは、対抗・競合関係の中で「白黒の決着」を目指す近代型の裁判とは異なり、当事者間の和解を実現することや、逸脱者を社会に再統合することを主目的とする。つまり、コミュニティ・ジャスティスは、近代型の裁判制度にとってオルタナティブなジャスティス(正義の実現)のあり方となる。しかも、コミュニティ・ジャスティスは、修復的司法(刑事)やADR(民事)といったオルタナティブ・ジャスティスの原点でもある。

そうしたコミュニティ・ジャスティスは、もともとアジアやアフリカ・中南米を対象とした人類学の調査によって「発見」されたものである。その発見が法学で注目されるようになり、1970年代の合衆国で司法制度改革に活用されていく。まずは、「犯罪の激増」が社会問題とされる中で、地域住民の力を用いて軽微な刑事事件を効果的に処理する修復的司法として。さらに、「訴訟の爆発」が社会問題とされる中で、民事事件を対象とするADR(裁判外紛争処理)として。とくに、ADRを導入する運動は国家プロジェクト化する。ただし、ADRの多くは、理念の上ではコミュニティ・ジャスティスをモデルとしながら、現実にはコミュニティに根付いたものとならず当初の理念を裏切るものだった。そのため、ADR運動をめぐるのは、その誕生に貢献した人類学からも批判が起こっている。しかし、合衆国で生じたADR運動は、モデルとなったアジア・アフリカ・中南米にとっては逆輸入というかたちで、今や世界中に輸出されるまで成長している。本報告は、こうした複雑な展開をたどったコミュニティ・ジャスティスを中心に、いかなる背景・文脈の下で、法学に対して人類学がどのような影響を与えたのか明らかにする。

【概要】

(1) 法学と人類学の接点

法学と人類学は古くから多くの接点をもつ。近代法学の形成期を見ても、『母権論』のJ. J. バッハオーフェンや『古代社会』のL. H. モーガンの活躍がある。それは、近代日本でも同様である。J. フレイザーの業績を日本にいち早く紹介したのは、法学界の大御所であった穂積陳重であるし、マリノフスキーやM. モース、レヴィ=ストロースの紹介にしても法学者が大いに寄与した。

では、コミュニティ・ジャスティスをめぐっては、法学と人類学の間でどのような接点があったのか。合衆国では、シャイアン族を対象とした法学者ルウェリンと人類学者ホーベルの紛争事例研究を嚆矢として、法人類学を中心に紛争処理や紛争過程に関する研究の蓄積が進められていた。そして、このように研究の蓄積が進む中で、コミュニティ・ジャスティスをめぐるJ. ギブズやL. ネーダーなど人類学者の研究成果が法学に大きな影響を与えることになった。(1)では、こうした学問上のつながりをたどる。

(2) コミュニティ・ジャスティスの政策的活用

コミュニティ・ジャスティスは、法学を経由して国家プロジェクトとして政策的に活用されるに至る。では、どのような事情があって、コミュニティ・ジャスティスが活用されたのか。その背景には、1960年代から70年代にかけて、「犯罪の増加」や「訴訟の爆発」が政治的な意図をともなって社会問題として「構築」されるという事情があった。そのため、コミュニティ・ジャスティスの政策的活用は、さまざまな批判を生むようになる。このように、(2)では、政策的に活用されたコミュニティ・ジャスティスの運命をたどる。

【参考文献】

久保秀雄 2009「司法政策と社会調査 ADR運動の歴史的展開をめぐって」『法の流通』慈学社。

久保秀雄 2003「近代法のフロンティアにおける『文化的他者』についての知(一)(二) ポストコロニアル批判の法社会学」法学論叢 153巻4号・5号。

【 法学、人類学、コミュニティ・ジャスティス、修復的司法、ADR 】

「修復的司法論」とそれぞれの社会の犯罪解決のあり方

法学から人類学への問いかけ

河村有教(海上保安大学校)

「オルタナティブ」とは、二者又は三者以上のうち、どちらか一つを選ぶべき・・・に代わるもの、もうひとつの方法、あるいは(社会的基準に基づかず)新しい、型にはまらないという意味など、様々なメタファーを有しているが、それぞれの社会においてとらえていくべきものである。

本ワークショップの源ともなる人類学者と法学者の共同研究「オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向に関する共同研究」および「アジア・アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編が従来の多元的法体制に与える影響についての共同研究」(いずれも研究代表者石田慎一郎・首都大学東京)は、アジア・アフリカ諸国のそれぞれの社会における紛争解決のあり方に注目して、その社会における「オルタナティブ」を検討するものである。

民事と刑事との分化はそれぞれの社会に応じてその度合いが異なるが、今日、日本においては、他人の生命、財産権の侵害等の犯罪について、社会秩序を乱したことによる処罰は刑事法が受け持ち、当事者間の権利義務関係については民事法が受け持つ。国家機関である警察が犯罪を摘発し、さらに国家機関である検察がそれを起訴し、そして、裁判所が有罪判決を下す。罰金・懲役・死刑などの執行も国家機関が実現する。このように、犯罪にかかわる事象については、すべての局面で国家がイニシアティブを有している。そうしたあり方について、犯罪被害者が蚊帳の外に置かれているという批判から、とりわけ欧米諸国の法学界において高まりを見せた「修復的司法論」(Restorative Justice)が注目されるようになった。修復的司法とは、犯罪にかかわる事象への対処として、こうした国家対犯罪者という「応報的司法」からの脱却を目的として、犯罪被害者や加害者、コミュニティの三者の関係修復をめざした法学上の理論・実務の総称的な用語である。

法学で議論されている修復的司法論とは無関係に、人類学においても、それぞれの社会の犯罪および犯罪解決のあり方に関心がおかれ、その内在的意義が探求されてきた。たとえばマリノフスキーによる『未開社会における犯罪と慣習』は、人類学における犯罪および犯罪解決のあり方をめぐる先駆的研究である。

本分科会の報告では、まず法学において語られる修復的司法とは何か、そして「修復的司法論」が注目されている理由について人類学者との共通理解をはかったうえで、修復的司法のモデル国であるベルギーの事例と、日本における被害者加害者対話(Victim Offender Mediation)の事例、中国における刑事和解(Criminal Reconciliation)の事例をとりあげて、それぞれの社会における犯罪の解決のあり方の「オルタナティブ」(型にはまらないあり方)を示す。

人類学におけるそれぞれの社会の犯罪という現象、および犯罪解決のあり方に関する研究は、その社会の文脈で語られるにとどまり、法学で議論されている「修復的司法論」との関係ははっきりしない。法学者が語る修復的司法の意義を、人類学者はどのように考えるのか。それは、ADRについて人類学者がどのように考えるのかという問いにも重なる。「修復的司法論」は人類学者にはどのように映るのであろうか。修復的司法とそれぞれの社会における犯罪解決のあり方との関係(「オルタナティブ」)についてどのように考えるのか。フロアからの積極的な意見を期待する。

【 修復的司法、犯罪、被害者・加害者・コミュニティの関係の修復、ベルギー、中国 】

思想としてのオルタナティブ・ジャスティス

メノナイトとアフリカ

石田慎一郎(首都大学東京社会人類学分野)

【趣旨】

オルタナティブ・ジャスティスは、個別の紛争解決や和解、平和構築を目的とするテクニカルなジャスティス(司法)において、従来の支配的アプローチに対するさまざまなオルタナティブを示し、実践面での多様な可能性をひらくものである。それと同時に、こんにちのオルタナティブ・ジャスティスの世界的動向は、司法改革あるいは制度改革をめぐる実務的関心に尽きるものではなく、実現されるべき社会秩序(オルタナティブな社会)を構築する広義のジャスティス(正義)をめぐる思想としての広がり、あるいはそれとのつながりをあわせ持つものである。

以上のような観点を議論するためのひとつの手がかりとして、わたしは、オルタナティブ・ジャスティスの実践とキリスト教再洗礼派メノナイトの平和思想との関係に注目する。両者の関係を具体的に示す事例には、修復的司法や紛争転換論(調停モデル開発における導出的アプローチを含む)についてメノナイト知識人が提唱者として認知されていること、メノナイト調停事業が北米における民間の紛争処理の先駆的試みのひとつとして知られていること、メノナイト中央委員会がアジア・アフリカ諸国で独自の平和事業を展開していることなどが含まれる。

本発表は、以上のような意味でのオルタナティブ・ジャスティスとメノナイトとの関係を模索するけれども、わたしは、メノナイトの教義や思想が、一貫性のあるかたちでオルタナティブ・ジャスティスの世界的動向のなかに反映されているとは考えない。あるいは、メノナイトが、何か具体的な制度的実体を提示したり、独自の教義を広めたりすることで、オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向に寄与しているとも捉えない(その点を完全に否定することはできないけれども)。むしろ、現状批判としてのオルタナティブ・ジャスティスが自由な想像力や構想力を解き放ち、その一方で従来の公式法・司法体制のなかで周辺化されていた紛争解決・和解・平和構築の様々なアプローチがあらたに多数のオーディエンスを得て公認されるようになったことで、結果的にオルタナティブ・ジャスティスとメノナイトとの接点や親和性が積極的に評価されるようになったのだと考える。ここでは、両者の接点を 布教 ではなく 合流 によるものだととらえる。

本発表は、以上の問題関心から、メノナイト知識人が発信する考え方、メノナイト団体がグローバルに展開する活動に注目しつつ、オルタナティブ・ジャスティスをめぐる様々な実践や思想が、どのような社会的文脈で、いかにして発信され、公認され、受容されているのかを考察する。

【事例】

メノナイト・ケニア(Mennonite Central Committee Kenya)の本部事務所は、首都ナイロビ・ウェストランド地区の閑静な住宅街にある。ケニア国内での主な活動は、乾燥地への水供給や災害被災地への食糧支援、教育支援、エイズ対策をはじめとする開発援助事業である。そして、事業全体のなかでメノナイトとしての特徴が最も現れているのが、本発表で述べる一連の平和事業への支援である。

今日メノナイト・ケニアが支援する平和事業は、1994年に着手した牧畜民コミュニティ開発プログラムに端を発する。当初は、牧畜民(マサイ、ボラナ、トゥルカナ、レンディーレ、ポコット、ガブラ、ソマリ、サンプル)を対象にした援助事業だった。後にコミュニティ平和博物館プログラムへと名称を変更するとともに、農耕民(ギクユ、エンブ、メル、ルイヤ、グシイ、スバなど)にも事業対象を拡大し、2000年には31の民族を対象とするようになった。2000年当時、35人のフィールド・アシスタントが、地域・民族ごとに多様な「平和文化」の記録と教材化を進め、これを各地に設置した「平和博物館」で展示するとともに、小中学校での平和教育に活用し始めていた。また、2000年7月には、マウマウ闘争(ケニア独立闘争)期に発生した虐殺事件の現場に、ギクユ社会で「平和」を象徴する木を植樹する追悼行事を催した。メノナイト中央委員会のワークブック2000年度版には、平和事業をメノナイト・ケニアの重点課題のひとつとする方針が示されている。

2002年、平和博物館事業は、AFRIPAD(African Initiative for Alternative Peace and Development)として独立し、メノナイトの「パートナー組織」として活動を開始した。とはいえ、本部事務所をメノナイト本部の敷地内におき、活動資金の大半をメノナイトに依拠している点に変更はない。2006年3月に発行された紹介パンフレットによると、AFRIPADスタッフ17名のうち、1名がコーディネーター、16名がフィールド・アシスタントとして活動している。

【メノナイト、ケニア、修復的司法、平和事業】

インドネシアの司法制度における法とそのオルタナティブ:

メダン地方裁判所にみるアダットの多義性と「裁かれる」という選択

高野さやか(東京大学大学院)

本報告では、インドネシアの地方裁判所における紛争処理を対象として、国際的な法整備支援の一環として導入されたADR(裁判外紛争処理)と、それに対する反応について論じる。

民事訴訟法学におけるオルタナティブ・ジャスティスとしてのADRの重要性は、これまでの法学および法実務が、誰もが裁判所に訴えを起こせる社会を指向してきたなかで、紛争の性質によっては裁判が適切ではないのでは、という問いを提起したことにあるだろう。もめごとを解決するためには裁判が最善の方法とはかぎらない、という主張は、司法制度のありかたについての議論においては、大きな方向転換であるといえる。

現在ADRは、法の領域に関する開発援助活動である法整備支援でも、重要な課題となっている。国際的な法整備支援の枠組みでは、簡易・迅速・低廉というスローガンに加えて、ADRは「法の支配」を達成する道筋にあるものとして位置付けられる。法律の専門家に解決をゆだねるのではなく、当事者による合意形成をうながすことで、「リーガル・エンパワメント」をはかることが期待されているのである。

こうしたADRの地理的拡大については、その画一的な推進を問題視して、固有の「文化」、特に慣習法に対する配慮が必要であるという批判が行われてきた。法整備支援の多様化にともなって、受入国の要請や提案に従い、それぞれの地域の事情に配慮することを目指す活動も行われるようになってきている。ADRは、定義のうえでは、訴訟による判決以外の多様な紛争処理手法をすべて内包しており、それぞれの地域固有の規範をも取り込むことが可能である。法整備支援によるADRの地理的拡大は、慣習法に新たな位置づけを与えている。

インドネシアでは、1998年以降、法整備支援を受け入れており、現在進行している司法改革においても、ADRの推進と慣習法の再評価に向けた動きがみられる。効率的な紛争処理を実現するためのADR制度の整備は、司法改革の大きな柱のひとつとなっており、1999年には「仲裁および裁判外紛争処理に関する1999年第30号法律」が制定された。法学者のあいだではこれをうけてADRについての議論が盛んになり、「伝統型ADR」としての慣習法を法的資源として活用しようという議論が行われている。

1999年ADR法が制定されたのち、調停などの制度が最高裁規則によって徐々に整備されていったが、地方裁判所のレベルでのADRのインパクトは小さいものとどまっている。こうしたインドネシアにおけるADRの受容の経緯から、インドネシアにおける法とそのオルタナティブについて、何を読み取ることができるのだろうか。

慣習法のインドネシア語訳として一般に使われているのが、「アダット」(adat)である。しかし、法学の概念としての慣習法は、インドネシアにおけるアダットのありかたとは重なるところもあれ、大きく異なっている。法学において慣習法は、たとえば商慣習に代表されるような、法典化されていないけれども広く共有されている規範について用いられる。それに対して、アダットは、オランダ慣習法学派による研究から現在にいたるまで、さまざまな概念操作が加えられている多義的な概念である。アダットの担い手として想定されるのは、インドネシア国内に200以上あるともいわれている民族集団であり、多様な民族的背景をもつ人々が居住するメダン市の地方裁判所では、アダットによる紛争処理の効力は限られている。

したがって、地方裁判所の判事たちにとって、ADRとアダットは必ずしも結びつかない。インドネシアにおけるADRのインパクトが小さいのは、まず、訴訟が交渉の決裂をうけて提起されるため、裁判所外でのADRはすでに十分に行われている、と説明される。また、裁判手続が始まったあとに行われる調停などの「訴訟付属型ADR」については、当事者間の話し合いの余地はもはや残されていないのだから、需要がない、ということになる。しかしこうしたモデルで説明できるのは、メダン地裁における紛争処理の一部でしかない。本報告ではさらに、メダン地裁における日常的業務から、当事者が「裁かれる」過程についても触れたい。

【法整備支援、ADR、アダット、地方裁判所】